

## 先天性代謝異常等検査を終えた血液ろ紙の使用について

検査終了後のろ紙は、先天性代謝異常等に関する検査法の改良や新しい検査法の開発等の貴重な試料となります。検査終了後の血液ろ紙を使用して調査研究を行う場合には、研究の妥当性や研究方法、ろ紙の取扱いが適切かどうかなどについて、衛生研究所の倫理審査委員会で承認を受けることになっています。（審査内容についてはホームページ内で公開します。）

検査終了後の血液ろ紙の使用について、同意いただける場合は、[「先天性代謝異常等検査申込書兼同意書」](#)にご記入ください。同意いただいた血液ろ紙は、5年間保管することにしております。

なお、「同意しません」を選ばれても何の不利益等もありません。

また、「同意します」を選ばれた場合でも、いつでも撤回することができます。同意を撤回される場合は、「先天性代謝異常等検査申込書兼同意書」(本人控え)下部の撤回書に署名の上、該当部分を切り取って富山県衛生研究所(〒939-0363 射水市中太閤山 17-1)まで郵送してください。